

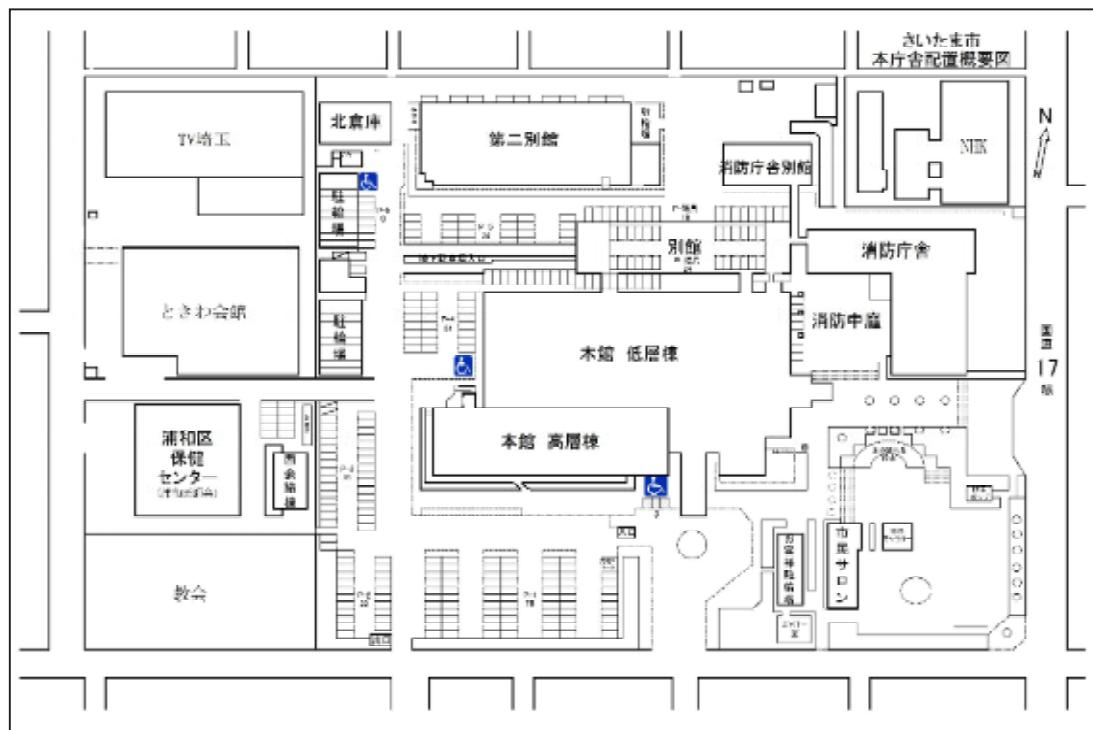
2章 新庁舎整備について

1 現庁舎の現状

新庁舎の基本構想を検討するに当たり、現庁舎の現状などについて、次のとおり整理しました。

(1) 施設や設備の劣化、執務室の分室化、公用車駐車場などの不足

- ・ 1章2(3)で示したとおり、現庁舎（本館）は、建築後45年以上が経過しており、経年による劣化が進行しています。建物の現況調査を行ったところ、健全性の評価により現庁舎（本館）の目標使用年数は60年（令和18年まで）と確認されました。
- ・ 現庁舎の執務室は、他の政令指定都市と比較しても狭い環境であるほか、執務室の分散化により、民間施設等への賃借料等の経費支出や業務の非効率化を引き起こしているとともに、来庁者にとって分かりづらく、不便であるなどの課題も生じています。また、庁内における会議室の平均稼働率についても90%を超えており、必要な機会に本庁舎内の会議室が空いていないことや、大規模な会議室がないことから他の公共施設や民間施設を利用するケースも多くみられます。
- ・ 加えて、現庁舎地内の公用車駐車スペースが十分でなく、周辺の市有地に駐車しております、職員の業務効率の阻害要因となっています。



▲現庁舎配置図

○現庁舎の規模等

敷地面積：34,227.75 m²

用途地域*等の指定：商業地域、準防火地域

施設名称：さいたま市役所本庁舎

住 所：埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

主な建物概要：

区分	本館	
	高層棟	低層棟
竣工年	昭和 51 (1976) 年	昭和 51 (1976) 年
構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
延面積	16,505.40 m ²	11,621.37 m ²
階 数	地上 11 階 (塔屋 2 階)	地上 3 階 (塔屋 1 階)
	地下 2 階	地下 1 階



▲本館

区分	別館	第二別館
竣工年	平成 2 (1990) 年	平成 28 (2016) 年
構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート造	軽量鉄骨造
延面積	3,182.81 m ²	2,949.98 m ²
階 数	地上 3 階 (塔屋 1 階)	地上 2 階



▲第二別館

施設名称：さいたま市消防庁舎

住 所：埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

区分	消防本部	
	消防庁舎	指令センター
竣工年	平成 2 (1990) 年	平成 29 (2017) 年
構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
延面積	7,855 m ²	852.27 m ²
階 数	地上 6 階 (塔屋 3 階)	地上 2 階 (塔屋 1 隆)
	地下 2 階	-



▲消防庁舎



▲公用車駐車場



▲現庁舎執務室



▲現庁舎廊下

(2) バリアフリー*、ユニバーサルデザイン*への対応

- 本市は平成16年4月制定の「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」及び平成26年3月策定の「さいたま市バリアフリー基本構想」に基づき、計画的に公共施設や公共空間のバリアフリー*化を推進してきました。
- 現庁舎については、建物出入口のスロープや視覚障害者誘導用ブロック設置等のバリアフリー*対策を行っていますが、超高齢社会への対応や障害者の社会参加の促進・援助のため、より一層バリアフリー*やユニバーサルデザイン*に配慮した施設整備が求められています。

(3) 社会状況への対応

- 近年、2030年までに達成を目指す17のゴール・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（S D G s）*」の達成に向け、国や地方公共団体の施策を社会的インパクトの観点から評価する機運が急速に高まっています。また、国としての目標が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル*」に引き上げられたことを受け、脱炭素社会の実現に向けた取組が全国で活発化しています。本市では、S D G sの推進、「ゼロカーボンシティ*表明」に基づき、市庁舎における省エネ設備の導入や再生可能エネルギー*の活用を通じて、脱炭素化を図っていく必要があります。
- さらに、個人情報保護法の制定を契機とした情報管理の重要性のほか、不当要求の防止対策、テロ対策、新型コロナウイルスなどの感染症対策の必要性が見直されています。現庁舎は入退庁者の完全な把握が困難な構造となっているため、こうした社会状況の変化に応じた新たな行政ニーズも視野に入れたセキュリティ対策を講ずる必要があります。
- また、コロナ禍を契機に進んだ「働き方改革」や、DX*などの「スマート自治体」を実現するための次世代の庁舎として、新たな発想を取り入れながら、様々なワークスタイルに対応できる執務空間を整備する必要があります。

(4) 防災に係る対応

- 近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨による風水害など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっています。現庁舎は耐震補強により倒壊リスクに対応しているものの、経年劣化による影響が懸念されるほか、機能が複数の棟に分散しているため、迅速な災害対応等のリスク管理上、改善が必要です。

2 新庁舎整備の基本理念・備えるべき機能

これまでの検討や現庁舎の現状等を踏まえ、新庁舎整備の基本理念・備えるべき機能は次のとおりとします。

行政部分

(1) 本市の都市づくりの一翼を担う庁舎

- 本市は、政令指定都市への移行、岩槻市との合併を経て、平成30年9月に総人口が130万人を突破し、日本を代表する大都市として、大きく成長を続けてきており、1章3(1)で示したとおり、新庁舎整備を踏まえた全市的なまちづくりを推進することで、本市の将来都市像である「上質な生活都市」「東日本の中核都市」の実現、日本を代表する都市としての更なる飛躍につなげていきます。
- 各地域の拠点への様々な都市機能の集積と拠点間のネットワークの形成を図っていく中で、市全体及び地域における都市づくりと調和し、政令指定都市にふさわしい、未来へ躍動する都市経営の拠点とします。

備えるべき機能

- 市全体及び地域における都市づくりと調和し、公共交通機関や商業施設、オフィス等との連携を図り、常に活気とにぎわいのある都市経営の拠点とします。



▲さいたま新都心から大宮駅周辺を望む



▲さいたま新都心駅東口から駅周辺を望む

(2) 本市のシンボルとなる庁舎

- 本市の歴史や自然、文化などの特性や魅力を生かし、**さいたま市らしさ**を内外に**発信**するとともに、市民が集まり、市民自らが何度も訪れたくなるような**思い入れ**を生み、**まちへの誇り**を感じる**シビックプライド***の醸成にも資する本市の**シンボル**となる**庁舎**とします。

備えるべき機能

- 市のシンボルとなる施設として、**さいたま新都心周辺**の新たな街並みや周辺の氷川参道、見沼田圃等の自然環境との調和を図りつつ、これまでぐくんできた魅力や地域資源をさらに生かし、未来に引き継ぐための持続可能な都市づくりの推進を象徴し、**シビックプライド***の醸成に資するデザインとします。
- 盆栽、人形づくり、サッカーをはじめとする多様な観光・文化資源などの情報発信や市の特性や魅力をPRする機能を持つとともに、国内外からの賓客に対応できる迎賓機能を確保します。

参考事例

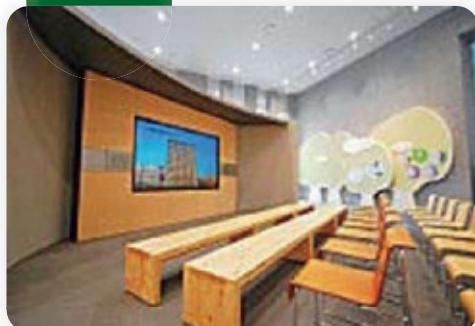


▲千葉市役所 市民ヴォイド

(開放的なロビーと大階段で構成される吹抜け空間)

出典：千葉市ホームページ

参考事例



▲県政情報コーナー

(栃木県庁 ガイダンスビジョンにより県政の取組や動きを紹介するほか、フォトギャラリーなどにより郷土とちぎの魅力について展示)

出典：栃木県ホームページ

(3) DX*など今後の変化に柔軟に対応し、効果的、効率的に行政運営が行える庁舎

- 政令指定都市の都市経営の拠点として、行政機能と議会機能の相互連携や、組織間の連携を考慮し、効果的・効率的な行政運営を可能とする面積と空間を有する庁舎とします。
- デジタル化の更なる進展、行政需要の変化に伴う事務の増加や業務の効率化、職員の多様な働き方に対応できるフレキシブルな構造と空間を有し、有事の際等にも柔軟に対応できる庁舎とします。

備えるべき機能

- 執務室や会議室は、職員の効率的な働き方やコミュニケーションの円滑化が図れる快適で機能的な空間とします。
- 将来の組織改編や人員増減、手続・相談のワンストップ化やペーパーレス化等による行政需要の変化など、行政事務の遂行に必要な執務空間の変化や、ウェブ会議やリモートワークなどのデジタル化による新しい働き方にも柔軟に対応できる将来も働きやすい構造とし、長期的な視点から将来の変化に対応できる柔軟性を確保します。また、有事への対応等、様々な用途に転用可能な施設計画とします。
- 業務システムに係るネットワーク環境等については、有線・無線を適切に組み合わせた整備を行い、時代の変化や危機にも迅速に対応しうる柔軟かつ堅牢なデジタル基盤を維持する庁舎とします。

参考事例



▲執務スペース

(横浜市役所 ユニバーサルレイアウト)

出典：横浜市ホームページ

参考事例



▲会議スペース

(東京都庁 未来型オフィスプロトタイプ)

出典：東京都ホームページ

(4) 防災中枢拠点として災害に対応できる庁舎

- 災害応急活動や災害復旧活動を総合的に統括する本部機能や広域的な支援・受援機能を発揮し、市民の安心・安全を守る防災中枢拠点として、災害時にも安全に業務が継続できる高い防災機能を有する庁舎とします。
- 新庁舎には、これらの役割を求められていることに鑑み、消防本部機能と一体的に整備し、地震などの災害に迅速に対応できる庁舎とします。

備えるべき機能

- 災害時の迅速対応を可能とし、応急復旧活動を総合的に統括する中枢機能を有するとともに、飲料水・食糧・生活必需品等の備蓄機能、広域的な支援を可能とする緊急輸送道路*への近接と機能を確保し、駅や周辺道路との接続性にも配慮するなど、周辺の広場や公園を一体的に活用した災害時における一時避難スペースや、ボランティア及び物資の受入れスペース等、様々な用途に転用可能な柔軟性のある施設計画とします。
- 免震構造などの採用により、高い耐震性と安全性を確保するとともに、災害応急活動や災害復旧活動を総合的に統括する防災中枢拠点として、非常用発電機や再生可能エネルギー*等を組み合わせた電源の多重化・強靭化に取り組み、危機発生時に支障なく対応できる庁舎とします。
- 平時を含む警防・防災活動の効率化のため、本庁舎機能と消防本部機能は一体配置とし、新庁舎に必要な機能等の詳細については、今後精査していきます。

参考事例



▲多目的スペース

区の行事や展示など区民活動に利用でき、災害発生時は、
被災情報の提供や生活相談などに活用される
(豊島区役所 としまセンタースクエア)

出典：豊島区ホームページ

参考事例



▲地下免震装置

(越谷市役所)

出典：越谷市ホームページ

(5) SDGs*に配慮した環境にやさしい庁舎

- ・持続可能な社会を目指す観点から、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ*のシンボルとして、環境にやさしいカーボンニュートラル*な庁舎を目指します。
- ・長期的な視点に立ち、耐久性や費用、最新の技術動向を踏まえた最適な整備を行い、ライフサイクルを通じた長期的な環境負荷の抑制に配慮した庁舎とします。

備えるべき機能

- ・省エネルギー技術や再生可能エネルギー*の導入、自然通風・自然採光等の自然エネルギーの直接利用や雨水・下水再生水等の雑用水利用、低炭素な電力や環境負荷の少ない燃料への転換等により、脱炭素型の庁舎を目指します。
- ・経済性・効率性の高い庁舎するために、ライフサイクルコスト*の低減を目指した施設計画とし、将来的な設備更新・改修にも過度な財政負担を生じさせないよう、設計・設備配置に配慮した上で、維持管理費の低減と施設の長寿命化を実現します。
- ・効率的な維持管理を前提として、緑やオープンスペースを活かした環境を整備するとともに、働く職員を始めとする利用者の健康や快適性にも配慮します。
- ・シェア型マルチモビリティ*や今後普及が見込まれる次世代モビリティ等の普及にも配慮します。

参考事例



▲太陽光パネルの壁面利用

(豊島区役所)

出典：豊島区ホームページ

参考事例



▲緑やオープンスペースの活用

(豊島区役所)

出典：豊島区ホームページ

(6) すべての人が使いやすいユニバーサルデザイン*を実践する庁舎

- 利用者の目線を第一にすべての人が使いやすく、働きやすいユニバーサルデザイン*を実践する庁舎とします。
- 年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、安全・安心・快適にアクセスでき、サービスを利用できる庁舎とします。

備えるべき機能

- 年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、親しみやすいデザインを採用するとともに、安全・安心・快適に庁舎にアクセスでき、サービスを利用できる庁舎とします。
- だれもが利用しやすいカウンターやいすの配置、プライバシーへの配慮など、来庁者が利用しやすい相談環境とします。
- 待合スペースや廊下などの共用部分は、車いすなどの利用者が安全に移動できる幅や機能を確保するとともに、執務室や会議室についても車椅子を利用する職員が不便なく移動等が行える執務環境とします。
- 多言語やピクトグラム*を用いた分かりやすい案内サインのほか、デジタルサイネージ*や音声誘導装置などにより、各種窓口等への円滑な誘導を行うとともに、庁舎内には、利用者数に見合う数のトイレとともに、バリアフリートイレや授乳、オムツ交換ができる場所を設置します。
- 庁舎周辺の交通環境や安全性に配慮し、公共交通による庁舎へのアクセス性を高めるための機能確保や、敷地入口や駐車場などからのエントランスへの進入路についても円滑な動線となるよう配慮した庁舎とします。

参考事例



▲総合窓口

(渋谷区役所)

出典：コクヨ株式会社ホームページ

参考事例



▲タッチパネル式多言語対応
デジタルサイネージ*

(さいたま市南区役所)

出典：さいたま市ホームページ

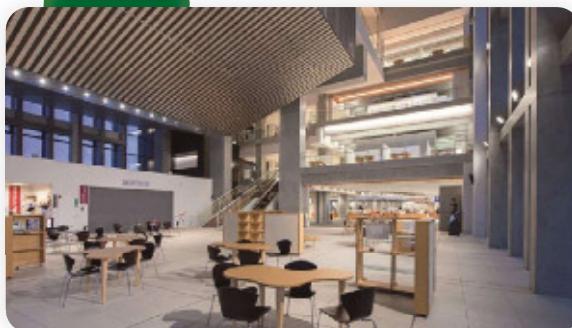
(7) 多様な主体による協働や市民交流が行われる庁舎

- ・ 産学官などによる多様な連携と創造の場となる空間を確保するとともに、子どもから高齢者までだれもが気軽にいつでも憩うことができ、市民の相互交流に利用することができる空間を備えた庁舎とします。
- ・ 多様な主体による全市的な協働や市民交流が行われる庁舎とします。

備えるべき機能

- ・ 市民や企業、教育機関等の多様な主体が協働・連携した活動や交流を促進するための空間や設備を整備します。
- ・ 快適で居心地の良いロビー空間や行政手続き以外でも休憩などに利用できるパブリックスペースなど、だれもが気軽に立ち寄り、いつでも憩うことができる空間を確保します。
- ・ 情報発信を充実するための機能を整備・拡充し、子どもから高齢者までだれもが市政情報や地域の魅力、まちづくりに関する情報等に気軽にアクセスし、参加できる庁舎とします。

参考事例



▲みんなのスクエア

(福島県須賀川市 市民の憩いの場)

出典：yamagiwa ホームページ

参考事例



▲オープンスペース

(横浜市役所 アトリウム)

出典：横浜市ホームページ

(8) セキュリティに配慮した庁舎

- 高い防犯性を有することにより、庁舎利用者の安全性を確保した庁舎とします。
- 個人情報や行政文書の保護の観点から、フロアや区画に応じたセキュリティゾーニングを設けます。

備えるべき機能

- 庁舎内は、取り扱う情報の機密レベルに応じ適切にゾーニングするとともに、セキュリティを要する場所等におけるカード認証や生体認証など、入退室管理等によるセキュリティ対策の強化、シャッターや防犯カメラ等の設置による物理的なセキュリティの確保に加え、危機管理室、重要倉庫などについては、それぞれの特性に応じて高度なセキュリティを構築します。
- 市民利用スペースは、平日の開庁時間外及び土日祝日も市民が自由に入り出しきれるようなセキュリティ区分を設定します。

参考事例



▲セキュリティイメージ
ICカードによるセキュリティシステム

参考事例



▲セキュリティゾーニング
(岐阜県各務原市 基本計画)
出典: 各務原市ホームページ

議会部分

さいたま市議会基本条例の趣旨を鑑み、開かれた議会活動、効率的な議会運営を行えるよう、議場等を拡充し、必要な規模を確保します。

議会部分に備えるべき機能については、二元代表制*の趣旨に鑑み、市議会の御意見を尊重しながら、今後具体化していきます。

(参考) さいたま市本庁舎整備審議会

2. 規模

本庁舎の「規模」については、「基本的な考え方及び機能」に対応するものとして、国の基準（国土交通省基準及び旧総務省基準）、他政令指定都市等の事例、現庁舎の実態などを参考に、行政部分（基本スペース並びに市民利用スペース等）と議会部分について算定し、行政部分と議会部分は一体的な配置が望ましいとの考え方の下、それぞれの合算面積を全体面積として想定しました。

(1) (略)

(2) 議会部分については、円滑な議会活動が行える審議スペース、傍聴スペース等を確保するものとし、旧総務省基準から 3,000m²程度と想定しました。